

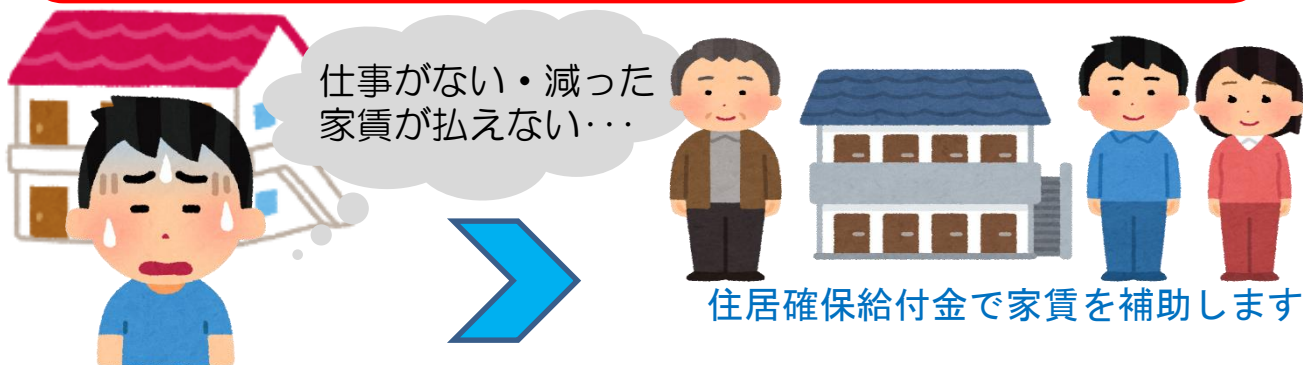
# 住居確保給付金のご案内

## 支給対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



### 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄			
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>			
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※犬山市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>			
		単身世帯	2人世帯	3人世帯
基準額（月額）...①		77,500円	115,000円	138,000円
支給家賃額（上限額）...②		36,000円	43,000円	46,600円
収入基準額（①+②）	113,500円	158,000円	184,600円	
家賃が払えないことで退去などをしなければならない可能性がありますか？	<input type="checkbox"/>			
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>			

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、犬山市役所福祉課くらし自立サポートセンター（☎0568-44-0319）に相談してください。